

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略 2～8 略 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第55条の2 法第382条の3に規定する固定	(法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略 2～8 略 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 略 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第55条の2 法第382条の3に規定する固定

改正案	現 行
資産課税台帳に記載されている<u>事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、大垣市手数料徴収条例に定めるところによる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、大垣市手数料徴収条例に定めるところによる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の2 略 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例	第8条の2 略 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例

改正案	現 行
で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 <u>法附則第15条第33項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 <u>法附則第15条第34項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 <u>法附則第15条第39項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 17～18 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～8 略 9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 <u>法附則第15条第34項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 <u>法附則第15条第35項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 <u>法附則第15条第42項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 17～18 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～8 略 9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

改正案	現 行
(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12～13 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令	(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12～13 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令

改正案	現 行
和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に<u>100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 略 (用途変更宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の経過措置</u>)	和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 略 (用途変更宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の経過措置</u>)

改正案	現 行
第10条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)	第10条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条</u>の規定に基づき、<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税</u>については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)
第13条の3 <u>法附則第15条第33項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)	第13条の3 <u>法附則第15条第34項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)
第13条の4 <u>法附則第15条第34項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)	第13条の4 <u>法附則第15条第35項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)
第13条の5 <u>法附則第15条第39項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)	第13条の5 <u>法附則第15条第42項(都市計画法税に関する部分に限る。)</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適	第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適

改正案	現 行
用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に<u>100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 (用途変更宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の経過措置</u>) 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u> (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の</u>	用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 (用途変更宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の経過措置</u>) 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u> (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の</u>

改正案	現 行
規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。